

原議保存期間	20年（令和25年3月31日まで）
有効期間	一種（令和25年3月31日まで）

庁内各局 部 課 長  
 各 附 属 機 関 の 長 殿  
 各 地 方 機 関 の 長  
 各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丙 人 発 第 15 号  
 令 和 5 年 3 月 10 日  
 警 察 庁 長 官 官 房 長

警察法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「改正法」という。）が本年4月1日から施行されることに伴い、本日、警察法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第49号。以下「改正令」という。）及び警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。）が公布され、本年4月1日から施行されることとなった。

本件改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 改正令

#### (1) 趣旨

改正法により、国家公務員について、定年の段階的引上げ、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）の導入等が行われることに伴い、特定地方警務官（都道府県警察で採用され、警視正以上の階級に昇任した警察官）については、60歳の誕生日（管理監督職勤務上限年齢に達する日の翌日）から同日以後最初の4月1日までの間に、一般職の国家公務員を退職し、引き続いてその属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官（地方公務員）に任命（以下「特定任命」という。）されることとなった（改正法第7条の規定による改正後の警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2及び第56条の4）。

特定任命をされた後に退職した警察官の退職手当については、国家公務員を退職するときではなく、地方公務員となってから退職するとき、当該都道府県において支給されることとなることから、当該退職手当について、国は、都道府県に対して、従来国費で負担してきた退職手当の額の範囲内において、その経費を補助することとしたものである。

#### (2) 内容

特定任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第1項の規定にかかわらず、国は都道府県に対し、当該警察官が当該特定任命の日の前日に定年退職をしたものと仮定した場合に、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）を補助することとした（改正令による改正後の警察法施行令（以下「新令」という。）第3条第6項）。

(3) 留意事項

新令第3条第6項の規定により国が補助する経費の取扱いに関して必要な事項については、別途通知する。

2 改正規則

国家公務員法（昭和22年法律第120号）における「短時間勤務の官職」の用語の定義規定が第81条の5第1項から第60条の2第1項に移ることから、当該用語を引用している警察職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和29年国家公安委員会規則第7号）について、所要の規定の整理を行うこととした。

(参考資料)

- 改正令の官報の写し及び新旧対照条文
- 改正規則の官報の写し

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

6 法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとす  
るならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える  
場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

附則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

警察法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国が補助する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第三条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとするならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。</p>	<p>（国が補助する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第三条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>（新設）</p>

○国家公安委員会規則第四号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

国家公安委員長 谷 公一

警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の服務の宣誓に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となつた者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加</p>	<p>新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となつた者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加</p>

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

<p>入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p>	<p>入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p>
---	---